横浜市の相談支援について

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

横浜市の相談支援の体系

身近な相談者

日ごろの関わりの中で、相談に応じ、必要に応じて専門機関につなぐ

指定特定相談支援事業所
（計画相談支援）

一次相談支援機関

地域の相談支援の専門機関として、あらゆる相談を受け止め、支援を行う

二次相談支援機関

専門的・個別的な相談及び助言で、専門知識を生かして、一次相談支援をサポート

一次相談支援機関

相談支援の専門職員を配置し、広範な情報提供や相談を行うとともに、関係機関と連携を図り、ケアマネジメントを実施する。
障害サービス事業所と連携を図ることにより、地域生活に関する課題解決や必要なサービスの創設を行う。

【3機関】区福祉保健センター　基幹相談支援センター
精神障害者生活支援センター

総合リハビリテーションセンター(二次相談部門を除く)
就労支援センター　障害児地域療育センター　児童相談所

基幹相談支援センター

【役割】
障害（難病）のある方及びその家族、関係機関等からの相談に応じるとともに、地域づくりに取り組む。

【取組内容】
1総合的・専門的な相談支援の実施
2**地域の相談支援体制の強化の取組**
3地域移行・地域定着の促進の取組
4権利擁護・虐待防止の取組
5その他地域の状況に応じた独自の取組
6地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組

相談支援事業者への専門的指導・助言
相談支援事業者の人材育成
相談機関との連携強化の取組

精神障害者生活支援センター

【役割】
精神障害者への相談支援機関で、精神障害者の日常生活の支援及び相談支援、地域交流の促進等を行い、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図る。

※各区1館ずつ設置。
・ 食事サービス、入浴サービス、洗濯サービスの提供
・ 相談系サービスの法定事業、他市独自事業

二次相談支援機関

一次相談支援機関と連携を図りながら、専門的・個別的な内容（知的、精神、身体、重心、発達障害など）についての相談を行う。啓発を含めた研修を行い、相談支援にかかわる職員や一次相談支援機関職員に対する支援や育成を図る。

☞実施機関の専門領域や場所は、次のページを参照

二次相談支援機関一覧

マップ

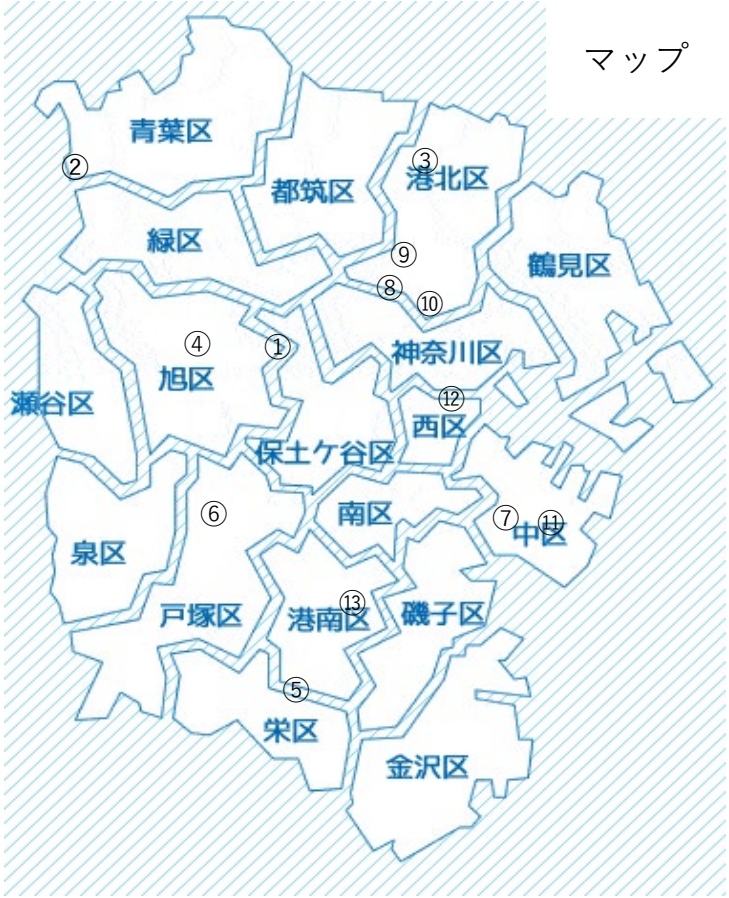

専門領域		機関名	番号
知的	入所施設	てらん広場	①
		青葉メゾン	②
		花みずき	③
		光の丘	④
重心		横浜医療福祉センター港南	⑤
知的（成人）		十愛病院	⑥
発達（成人）		横浜市発達障害者支援センター	⑦
身体・高次脳機能、難病（ALSなど）発達（中学生・高校生年齢）		横浜市総合リハビリテーションセンター	⑧
精神		横浜市総合保健医療センター	⑨
身体・知的		横浜市障害者更生相談所	⑩
精神		横浜市こころの健康相談センター	⑪
発達（中学生・高校生年齢）		小児療育相談センター	⑫
発達（中学生・高校生年齢）		横浜市学齢後期発達相談室くらす	⑬

- 二次相談支援機関は、各区の自立支援協議会の相談部会に参加しています。
- 相談事例がある場合は、積極的にご相談ください。

なお、知的入所機能を持っている4事業所は、各ブロックごとに担当を決め、ブロック内の区の自立支援協議会に参加しています。

機関名	参加エリア
花みずき	中央エリア
青葉メゾン	北部エリア
てらん広場	南部エリア
光の丘	西部エリア

横浜市の相談支援体系

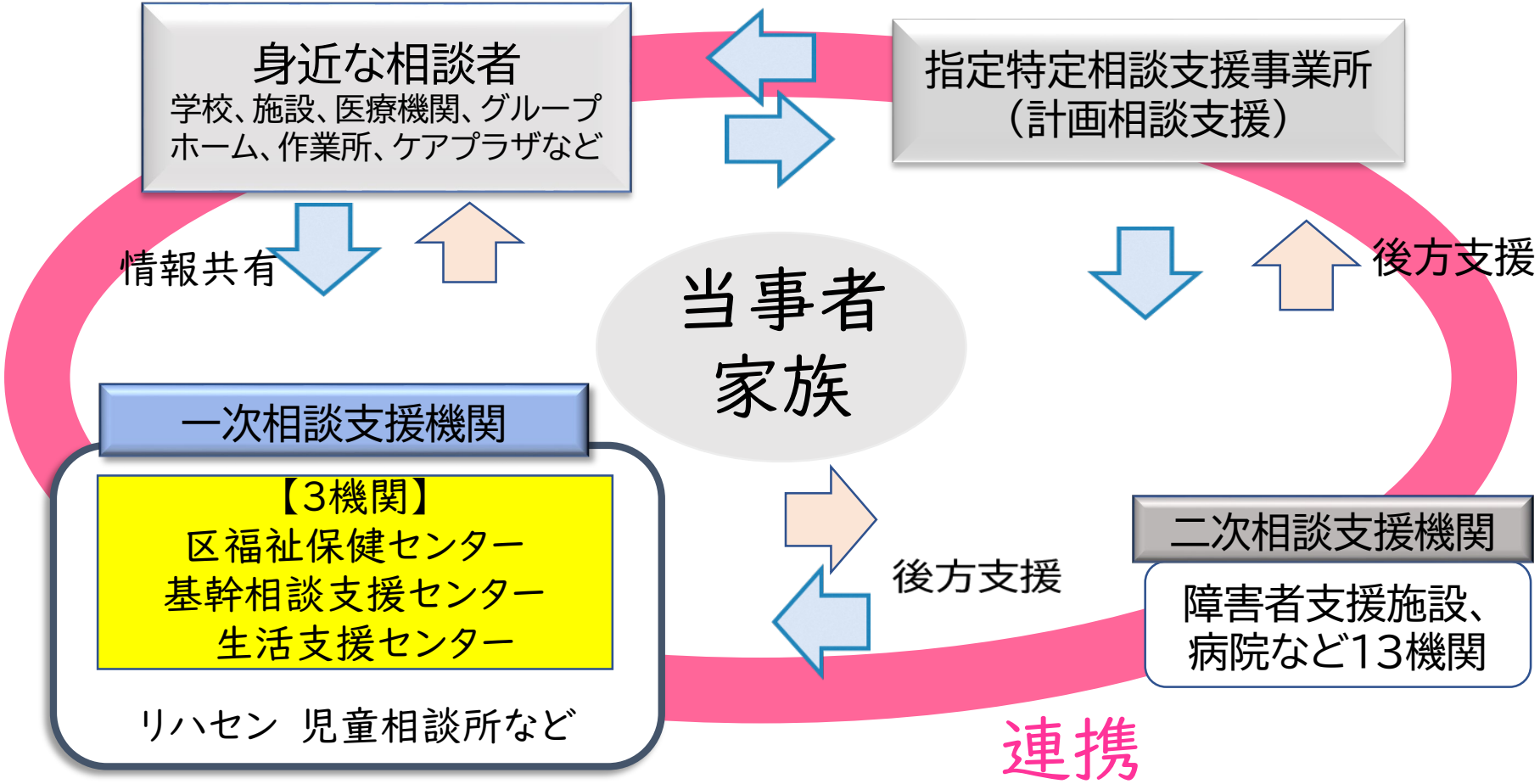
身近な相談者
学校、施設、医療機関、グループホーム、作業所、ケアプラザなど
指定特定相談支援事業所
（計画相談支援）
情報共有
後方支援
当事者
家族
一次相談支援機関
【3機関】
区福祉保健センター
基幹相談支援センター
生活支援センター
リハセン　児童相談所など
後方支援
二次相談支援機関
障害者支援施設、
病院など13機関
連携

自立支援協議会

- 障害者等への支援の体制を整備し、情報共有、連携する協議の場
- 横浜市は「自立支援協議会」として、市・ブロック・区の3層構造で実施

※障害者総合支援法において、地方公共団体が「協議会」を設置することを努力義務として規定

ネットワークの構築と地域の課題解決等に向けた取り組み・検討を進め、相談支援の充実を図っています。

自立支援協議会

市自立支援協議会	市域の会議
ブロック連絡会	近隣区で情報交換するブロック域の会議
区自立支援協議会	各区で実施する区域の会議　代表者会、担当者会、部会など実施

自立支援協議会の体系

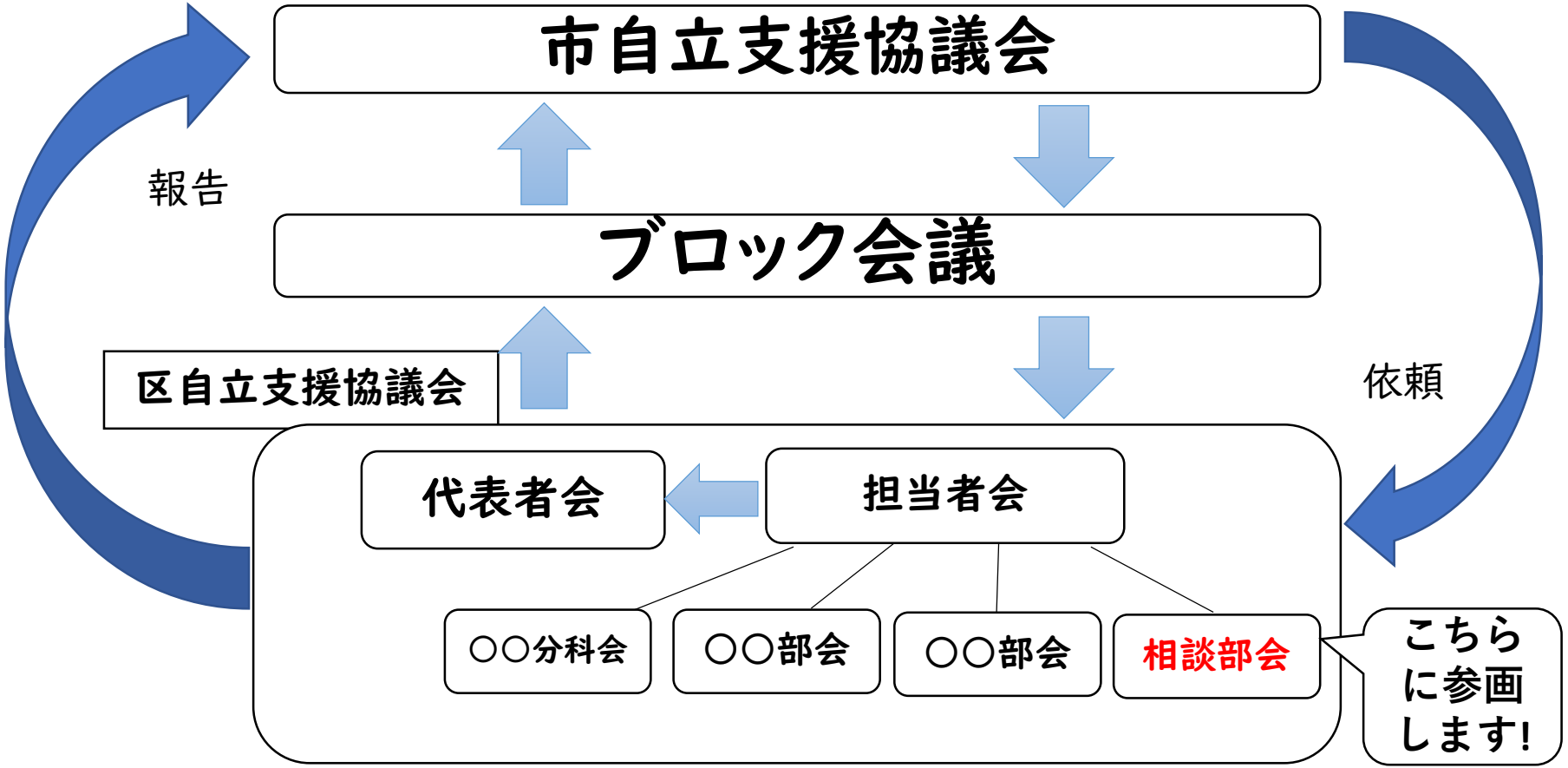
市自立支援協議会
報告
依頼
ブロック会議
区自立支援協議会
代表者会
担当者会
〇〇分科会
〇〇部会
〇〇部会
相談部会
こちらに参画します!

地域生活支援拠点

障害のある方の高齢化を踏まえた「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、
障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

【5つの柱】

①相談
②緊急時の受け入れ・対応
③体験の機会・場
④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

横浜市地域生活支援拠点機能構築のための
連携ガイドライン

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちコハマを目指す」
（第4期横浜市障害者プラン基本目標）

横浜市

整備方法：既存資源のネットワーク型による整備

➢区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中核としながら、既存の社会資源を有機的につないで整備する

【相談系サービスの事業所が果たすべき機能】

①相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

【参考】拠点の体制届が必要な加算等

以下のサービスは、運営規程に記載の上、地域生活支援拠点の体制届を市に提出していることが前提

【計画相談支援】
機能強化型の報酬区分の要件を複数の事業所で満たす場合
地域体制強化共同支援加算、地域生活支援拠点等相談強化加算
【地域相談支援・自立生活援助】
地域体制加算（内容は、個々のサービスにより異なる）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

【目的】
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようなシステム構築

【目標】
精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、連携による支援体制を構築していくこと

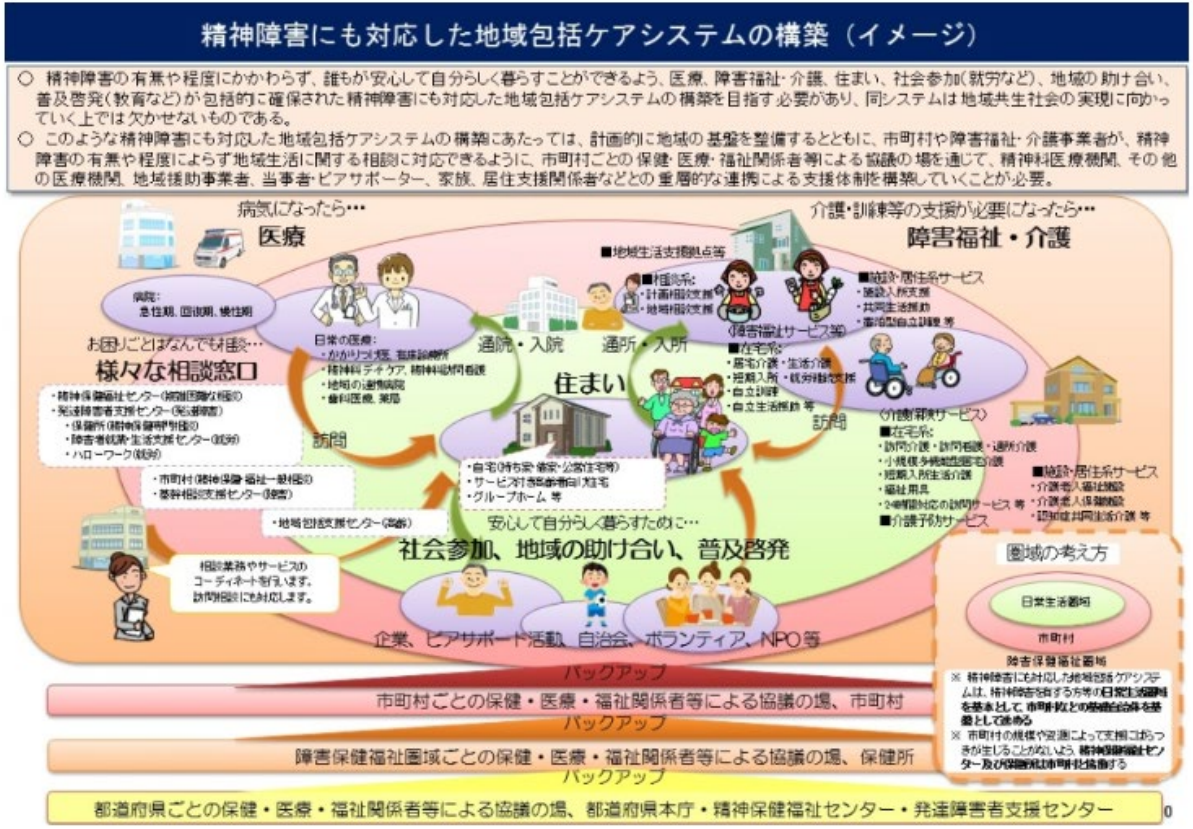

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

目的を達成するための具体的な方法を検討する場として「協議の場」を設置

個別課題の解決に向け、課題を共有し、地域の体制づくりをはかる。

各区で自立支援協議会の「精神部会」などを活用しています。

◆ 相談支援事業をはじめることで、
日中支援をしている利用者だけでなく、
広く地域で生活する障害児者の支援ができます。

◆ 相談支援のめざすところは、地域づくりです

◆ ぜひ、自立支援協議会等地域の会議に出席して、
地域の体制づくりに参画してください。

さいごに

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

最後に開設説明会についてアンケートのご協力をお願いいたします。

また、ご質問等ある場合もこちらからお願いします。

上記QRコードからフォームにアクセスしご回答をお願いします。

「横浜市電子申請」>「手続き一覧（事業者向け）」>キーワード検索「開設説明会」でアクセスも可能です。

回答期限：～令和5年10月6日（金）